

東京の福祉保健 2 0 2 4

分野別取組

(抜粋)

東京都福祉局・保健医療局

第6 都民の安心を支える質の高い 医療提供体制の整備を進めます

（医療を取り巻く状況）

- 我が国では、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されています。

今後とも、急速な高齢化の進展に伴い、がんを含めた生活習慣病など慢性疾患の患者や複数の疾患を抱える患者、病気になっても住み慣れた地域で療養生活を送ることを希望する患者等の増加などが見込まれます。

- こうした医療ニーズの増大・多様化に対応し、必要な時に必要な医療・介護が受けられる社会の実現などを目指して、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法）に基づく措置として、平成26年に医療介護総合確保推進法*が制定され、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築を目指す方針が示されました。

* 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

- この中で、患者が症状や状態に応じた適切な医療を受けられるよう、病床の機能分化・連携や医療と介護の連携による在宅療養環境の整備等を推進することを目的として、都道府県は、令和7年（2025年）の医療需要の推計や、目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策などを内容とする地域医療構想を策定することが義務づけられ、すべての都道府県が構想を策定しています。

- 平成30年7月に医療法及び医師法の一部が改正され、都道府県は医師確保計画を策定し、地域における医師確保の方策を定めるとともに、国においては医師の勤務環境の改善に向けた検討が進められています。

（都の取組）

- 都は、保健医療施策の方向性を明らかにする総合的な計画である「東京都保健医療計画」（令和6年3月改定）に基づき、がん、循環器病や糖尿病などの疾病に関する医療連携や、救急・災害医療、新興感染症発生・まん延時の医療、周産期・小児医療、在宅療養、外国人患者への医療などの医療提供体制の整備、保健医療を担う人材の確保、医療DXの推進等に取り組んでいきます（本計画については、P16参照）。

- 「東京都地域医療構想」（平成28年7月策定）では、患者の受療動向や将来の人口推計などを踏まえて、令和7年（2025年）の高度急性期、急性期、回復期、慢性期ごとの病床数の必要量の推計等を行うとともに、東京の将来の医療の姿として、「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」を掲げ、その実現のための基本目標を設定しました。地域医療構想は、保健医療計画の第六次改定（平成30年3月）にあわせて、保健医療計画と一体化しています。

平成28年に構想区域*ごとに設置した「地域医療構想調整会議」において、医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等が、構想区域の現状や課題を共有しながら連携して、病床の機能分化・連携の推進や地域における医療機能の確保等について検討を行っています。

* 必要な病床の整備を図るとともに、地域における病床の機能分化及び連携を推進するための単位で、都内では13区域

- また、有識者等で構成される東京都地域医療対策協議会での協議に基づく施策を東京都地域医療支援センター等で進めています。さらに、東京都地域医療介護総合確保基金も活用しながら、医療基盤の充実や医療人材の確保等に取り組んでいます。

【救急医療対策】

- 365日24時間の安心を支えるため、救急医療機関における休日や夜間に入院可能な病床の確保や救急患者の受入れの促進を図っています。

また、高齢化の進展等による救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、搬送先医療機関の選定や搬送時間の短縮を図り、より迅速に救急患者を受け入れる体制を確保するため、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を推進するとともに、機動力が高い小型ヘリを活用したドクターヘリの運航や救命救急体制の強化など、救急医療体制の整備を進めています。



資料：東京消防庁「救急活動の現況」及び稲城市消防本部「消防年報」より作成

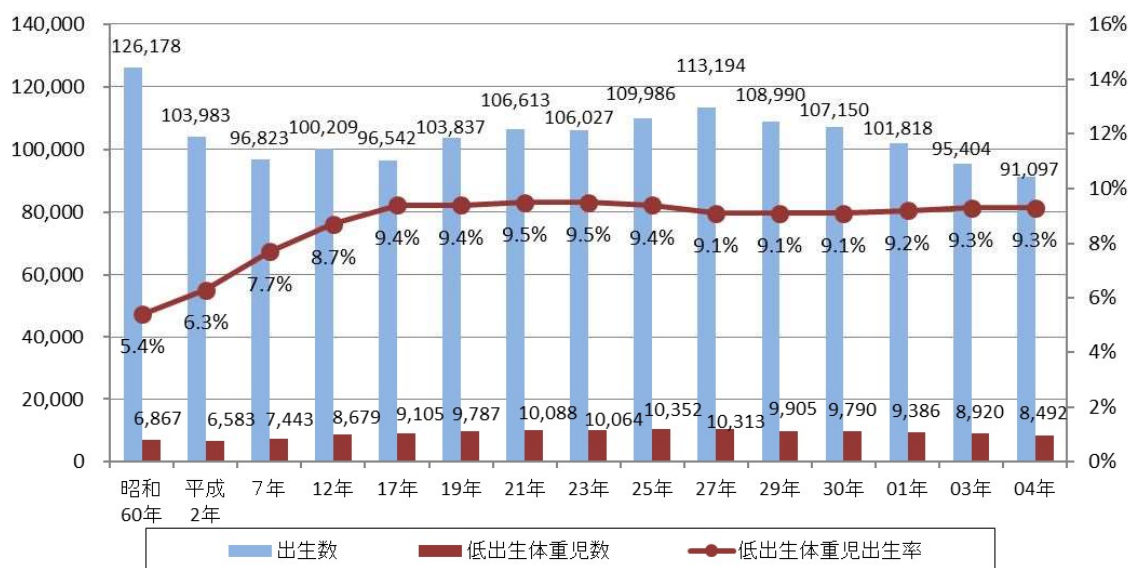
【災害医療対策】

- 大規模災害の発生時にも、都民に適切な医療が提供できるよう、多数の重症者を受け入れる災害拠点病院をはじめとした医療機関の耐震化やBCPの策定を促進するとともに、東京DMATの整備や、災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制の構築、区市町村支援など、災害時の医療提供体制の強化に取り組んでいます。

【周産期医療対策】

- ハイリスク妊産婦や低出生体重児に対応する周産期母子医療センターの整備、中核病院と地域の医療機関の機能分担、搬送体制の強化など、母体・胎児・新生児のリスクに応じた総合的な周産期医療体制の確保に取り組んでいます。

＜出生数、低出生体重児数及び低出生体重児出生率の推移（東京都）＞



低出生体重児…出生時に体重が2,500g未満の新生児

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

【小児医療対策】

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中核とした、初期から三次までの医療機関の連携体制を構築し、小児特有の症状に応じた適切な小児救急医療体制の充実を図っています。

【がん対策】

- 「東京都がん対策推進計画」（令和6年3月改定）に基づき、がん医療・緩和ケアの提供体制、小児・AYA世代*や壮年期*、高齢期のライフステージに応じた相談・支援や情報提供等の充実などに取り組んでいきます。（本計画については、

P18 参照)。

*AYA 世代：主に15 歳以上40 歳未満の思春期及び若年成人世代を指す

*壮年期：東京都がん対策推進計画において、40 歳以上64 歳以下を指す

【循環器病（脳卒中・心血管疾患）対策】

- 「東京都循環器病対策推進計画」（令和6年3月改定）に基づき、医療機関間の医療連携体制の構築や予防等に係る知識の普及啓発等に取り組んでいきます。

【在宅療養環境の整備】

- 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護の連携推進や24 時間対応の支援体制構築に取り組む区市町村を支援するとともに、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行に向けた入院医療機関と地域の保健・医療・福祉関係者の連携の充実や、地域で在宅療養を担う人材の確保・育成に取り組んでいます。

【医療人材対策】

- 小児科・産科・救急医療・へき地医療等、医師の確保が困難な医療分野に従事する人材を確保するため、医師奨学金制度や東京都地域医療支援ドクター事業などを実施しています。

また、都内の医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成・定着・再就業対策を柱に、定年後のキャリア継続に向けての支援等も含めた総合的な確保対策に取り組んでいます。

さらに、医療機関が行う医療従事者の負担軽減や勤務環境の改善、復職支援等の取組を支援しています。

（令和6年度の取組）

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します**
- 3 がん、循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます**
- 4 医療人材の確保・育成を支援します**
- 5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供や地域医療の充実等に向けた取組を支援します**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応し、より迅速に適切な医療を受けられるよう、初期、二次、三次からなる救急医療体制の整備を進めます。

また、首都直下地震等の大規模災害時に迅速かつ適切な医療救護活動が行えるよう災害拠点病院等の医療体制の強化を進めます。

主な事業展開

◎ 「救急医療の東京ルール」の推進

611 百万円

- ・ 高齢化等に伴う救急搬送件数の増加傾向を踏まえ、救急搬送時間を短縮し、迅速・適切な救急医療を確保するため、「救急医療の東京ルール」に基づく取組を推進します。

[東京都地域救急医療センター指定施設 90（令和6年1月現在）]

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

- ・ 地域の救急医療の中核となる指定二次救急医療機関を「東京都地域救急医療センター」に指定。救急隊による搬送先選定に時間を要する事案について、地域内の受入先の調整を実施
- ・ 地域内の調整では受入れが困難な場合、東京消防庁に配置した「救急患者受入コーディネーター」が都全域で受入調整を実施

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

- ・ 救急医療の要否や優先順位を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るため、都民一人ひとりが適切な利用を心がけるよう普及啓発を実施

○ 休日・全夜間診療事業

3,434 百万円

- ・ 入院治療を必要とする救急患者（内科系、外科系）に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（内科系・外科系） 239施設（令和6年1月現在）]

◎ 救急搬送患者受入体制強化事業

240 百万円

- ・ 救急医療機関における救急依頼の応需率を改善するため、救急外来に医師や看護師以外でも対応可能な調整業務等を行うことができる救急救命士を配置し、救急搬送患者の受入体制の強化を図ります。

- **救急患者の早期地域移行支援** **390 百万円**
 - ・ 救急患者の早期の地域移行を支援するため、初期治療後に状態が比較的安定した救急患者が居住地に近い医療機関へ円滑に転院できる仕組みを構築するとともに、入退院調整に係る取組の強化を図ります。

- ◎ **病院救急車購入支援事業【新規】** **408百万円**
 - ・ 転院搬送体制の一層の確保を図るため、救急車の整備を行う医療機関を支援します。

- ◎ **救急医療体制強化事業【新規】** **67百万円**
 - ・ 都内の救急医療体制の中核を担う救急車年間受入2,000件以上の医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた体制整備を支援し、安定的な救急医療体制を確保します。

- ◎ **東京都ドクターヘリ運航事業** **406 百万円**
 - ・ 救急医療に必要な資機材や救急医療の専門の医師・看護師を乗せて、速やかに救急現場等へ向かうドクターヘリについて、運用に必要な環境を整備し、救急患者の救命率等の向上及び救急患者搬送体制の充実を図ります。

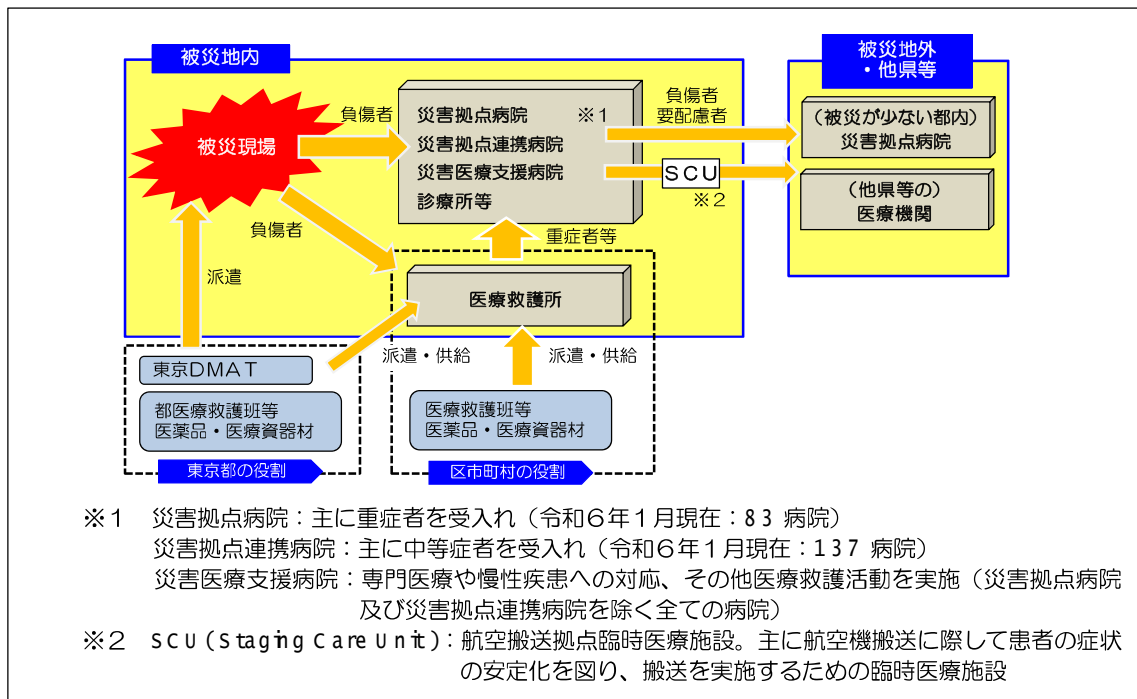
- **災害時の医療提供体制の整備** **294 百万円**
 - ・ 災害時に関係機関が連携して迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、「東京都災害医療協議会」で都全域の災害医療体制を検討するとともに、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」で地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
 - ・ 都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院や中等症患者等を受け入れる災害拠点連携病院の指定など、医療提供体制の強化を図ります。
 - ・ 他県からの医療支援チームの受入れや患者の搬送に関する調整など、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

- ◎ **災害拠点病院等事業継続計画（BCP）策定等支援事業** **95 百万円**
 - ・ 都内全ての病院において地震や風水害等の災害発生時でも診療機能を継続できるよう、専門家を活用しBCP策定等に取り組む病院を支援します。

- ◎ **医療施設浸水対策計画策定支援事業【新規】** **237 百万円**
 - ・ 浸水想定区域に所在する病院を対象として、浸水対策計画の策定に向けた設計コンサルタント等の活用を支援します。

- ◎ **医療施設耐震化の促進** **196 百万円**
 - ・ 災害時の医療機能を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院を対象に、耐震診断、新築建替、耐震補強工事に必要な経費の一部を補助し、耐震化を促進します。

＜災害時医療救護の流れ＞



◎ 災害拠点病院等における電源等確保対策の強化

1,462 百万円

- 災害拠点病院をはじめ全ての病院が行う自家発電設備の浸水対策や災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う給水設備の整備に係る工事費等を補助し、災害時における医療提供体制を強化します。

○ 移動電源車を活用した停電時の病院機能の確保

44 百万円

- 大規模災害等による長時間にわたる停電発生に備え、移動電源車を確保し、病院の災害時における診療機能の維持を図ります。

○ 「東京 DMAT」の整備

175 百万円

- 大震災等の自然災害や大規模な交通事故、NBC 災害等の現場で、救命処置を実施する災害医療派遣チーム（東京DMAT）を編成しています。

[東京DMAT 指定病院 26 病院（令和6年1月現在）]

- NBC 災害時に迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療資器材の整備や教育・訓練を実施し、体制整備を強化します。

○ 区市町村における災害医療計画の策定支援

（包括補助）

- 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確保を図るため、災害時の医療機能を確保するための計画策定や緊急医療救護所の設置準備などに取り組む区市町村を包括補助により支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を確保します

限られた医療資源を有効活用し、中核病院と地域の医療機関等がリスクに応じた役割分担と連携を図ることなどにより、的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を確保します。

主な事業展開

- **周産期母子医療センターの運営費補助** 1,811 百万円
 - ・ N I U *や G C U *等を有し、産科・小児科が一貫した総合的かつ高度な医療をハイリスクな妊産婦や新生児に対して提供する周産期母子医療センターの運営費等の一部を補助します。
 - ・ 搬送調整や受入業務を行う医師の負担軽減を図るため、助産師、看護師等の配置を支援します。

また、早期から在宅への移行支援を行うN I U 入院児支援コーディネーターの配置や、ハイリスク新生児の望ましい成長発達を支援する理学療法士の配置を支援します。

[総合周産期母子医療センター 14 施設、地域周産期母子医療センター 15 施設（令和6年1月現在）]

*N I U：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24 時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場。
新生児集中治療管理室

*G C U：N I U の後方病床。N I U における治療により急性期を脱した児、又は入院時より中等症であって N I U による集中治療までは必要としないものの、これに準じた医療的管理を要する児を収容する。
- **母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営** 265 百万円
 - ・ 緊急に母体救命処置を必要とする妊産婦の受入先が近くの救急医療機関で決まらない場合に、救急部門の医師と連携して必ず受け入れる母体救命対応総合周産期母子医療センター（「スーパー総合周産期センター」）を指定し、母体救命搬送体制を確保します。

[スーパー総合周産期センター 6施設（令和6年1月現在）]
- **周産期搬送コーディネーターの設置** 46 百万円
 - ・ 都内を8つの周産期搬送ブロックに分け、ブロック内の総合周産期母子医療センターで受入れや搬送先の調整が困難な場合に、東京消防庁に設置したコーディネーターがブロック間の搬送調整等を行い、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

○ 周産期医療施設等整備費補助

407 百万円

- 高度な周産期医療を適切に提供するため、M-FICU*やNICU等を整備する周産期母子医療センターに対し、施設設備整備費を補助します。

*M-FICU：合併症妊娠、胎児異常等、母体又は胎児におけるハイリスク妊娠に対応するため、分娩監視装置、人工呼吸器等を備え、主として産科のスタッフが24時間体制で治療を行う施設。母体・胎児集中治療管理室

○ 周産期医療ネットワークグループの運営

13 百万円

- 8つの周産期搬送ブロックごとに、周産期母子医療センターを中核とした、一次、二次、三次の周産期医療機関によるネットワークグループを構築し、症例検討会や研修等を通じて、医療機関の機能分担と連携強化を図ります。[8グループ]

○ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）

183 百万円

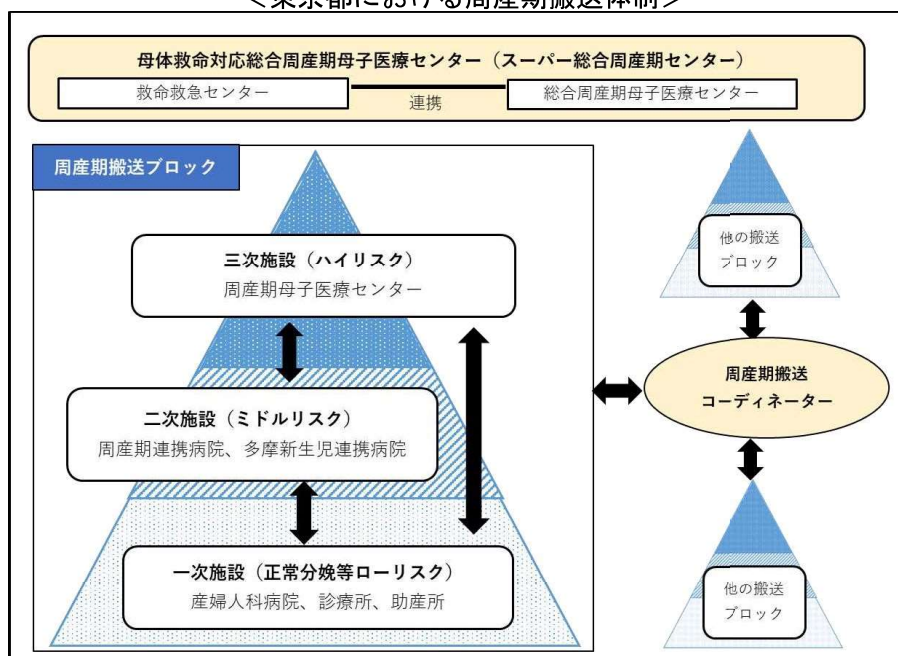
- 周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するため、ミドルリスクの妊産婦を受け入れる救急医療機関を周産期連携病院に指定し、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。[周産期連携病院 11 施設（令和6年1月現在）]

○ 多摩新生児連携病院

24 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、比較的风险の高い新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。[2施設（令和6年1月現在）]

<東京都における周産期搬送体制>



- **在宅移行支援病床運營業** **195 百万円**
 - ・ N I U や G C U に長期入院している小児や呼吸管理を必要とする小児が、在宅療養生活に円滑に移行できるよう、N I U ・ G C U と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置する周産期母子医療センター等に対し、運営に必要な経費の一部を補助します。

- **NiCU 等入院児の在宅移行支援事業** **2 百万円**
 - ・ 退院後も医療的ケアが必要な N I U 等入院児の在宅療養への円滑な移行を推進するため、周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等に対し、外泊訓練や関係機関の調整会議等の経費を補助することにより、退院に向けた支援の充実を図ります。

- **小児等在宅移行研修事業** **13 百万円**
 - ・ 周産期母子医療センターやこども救命センターにおける治療後、円滑に在宅療養に移行できるよう、医療機関の医師・看護師・M S W *等や、保健所、区市町村の職員等を対象に、必要な知識や技術習得のための研修を実施します。

*M S W (M e d i c a l S o c i a l W o r k e r) : 主に医療機関や老人保健施設等に勤務し、医師・看護師・理学療法士などと共に、患者・家族への相談や、様々な援助を行う。医療ソーシャルワーカー

- **在宅療養児一時受入支援事業** **42 百万円**
 - ・ 周産期母子医療センター等が、在宅療養に移行した N I U 等長期入院児を、定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを目的として一時的に受け入れる場合に、必要な病床や看護師等の確保に要する経費の一部を補助します。

- **産科医等確保支援事業** **129 百万円**
 - ・ 産科医や助産師に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対し、経費の一部を補助することにより、産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。

- **産科救急対応向上事業** **4 百万円**
 - ・ 分娩取扱施設の医師及び看護師等を対象として、産科救急に関する研修を実施し、初期対応の強化を図ります。

- **新生児医療担当医育成支援事業** **5 百万円**
 - ・ 臨床研修終了後の専門的研修において小児科を選択し、かつ N I U 等で新生児医療を担当する医師に研修医手当等を支給する医療機関に対し、経費の一部を補助することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図ります。

○ 災害時周産期医療対策

10 百万円

- ・ 災害医療コーディネーターのサポート役として小児・周産期医療に関する調整を行う「災害時小児周産期リエゾン」の養成・配置を行うとともに、災害時の周産期医療提供体制の整備を進めます。

○ 東京都こども救命センターの運営

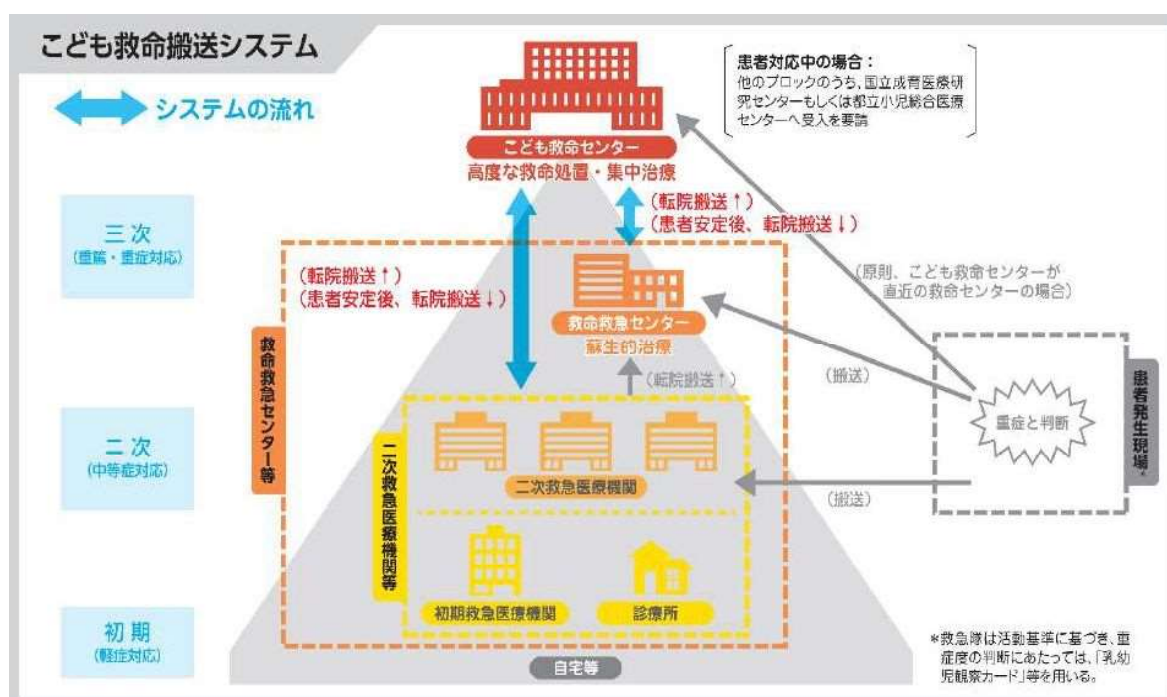
208 百万円

- ・ 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」4病院を中核として、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を確保します。
また、退院支援コーディネーターを配置し、円滑な転退院を支援します。

○ 小児集中治療室医療従事者研修事業

13 百万円

- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急及び集中治療に従事する医師を養成します。



○ 休日・全夜間診療事業（小児）

1,048 百万円

- ・ 入院治療を必要とする小児の救急患者に365日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保します。

[休日・全夜間診療事業参画医療機関（小児） 54施設（令和6年1月現在）]

- ・ 緊急性の高い患者を迅速に適切な医療につなげるため、救急医療の要否や診療の優先順位を判断する「トリアージ」を行う専任看護師を休日・全夜間診療事業（小児）の参画医療機関に配置します。[3施設]

○ 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保 **13 百万円**

- ・ 地域の小児初期救急診療を担う医師を確保するため、地域の診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等を実施します。
- ・ また、診療所医師と指定二次救急医療機関（小児科）の医師等を対象とした専門的な研修受講への支援を行うことにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進めます。

○ 助産所における安全・安心な分娩の支援 **15 百万円**

- ・ 妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に出産できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、設備整備への補助を行うとともに、嘱託医師等の確保及び連携を支援します。

3 がん・循環器病等の疾病別の医療連携体制や、在宅療養環境の整備を進めます

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都がん診療連携拠点病院等を整備し、高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、小児・AYA 世代のがんの診療連携体制の強化・構築及び相談支援の充実、生殖機能温存治療等にかかる費用の助成等に取り組みます。

また、循環器病の医療連携体制を強化し、速やかに専門的な医療を受けられる体制を整備します。

さらに、高齢化の急速な進展による医療ニーズに対応し、病床の機能分化・連携を推進するとともに、医療・介護の連携強化など在宅療養環境の整備を進めます。

主な事業展開

◎ がん診療連携拠点病院事業

308 百万円

- ・ 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図るため、「がん診療連携拠点病院」を整備し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を確保します。[がん診療連携拠点病院 29 病院（令和6年1月現在）]
- ・ 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの一部で相談時間を休日や夜間にも拡大して支援を実施しています。

◎ 東京都がん診療連携拠点病院事業

101 百万円

- ・ 国が指定するがん診療連携拠点病院と同等の機能を有する医療機関を、「東京都がん診療連携拠点病院」として都独自に整備し、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実します。[東京都がん診療連携拠点病院 9 病院（令和6年1月現在）]

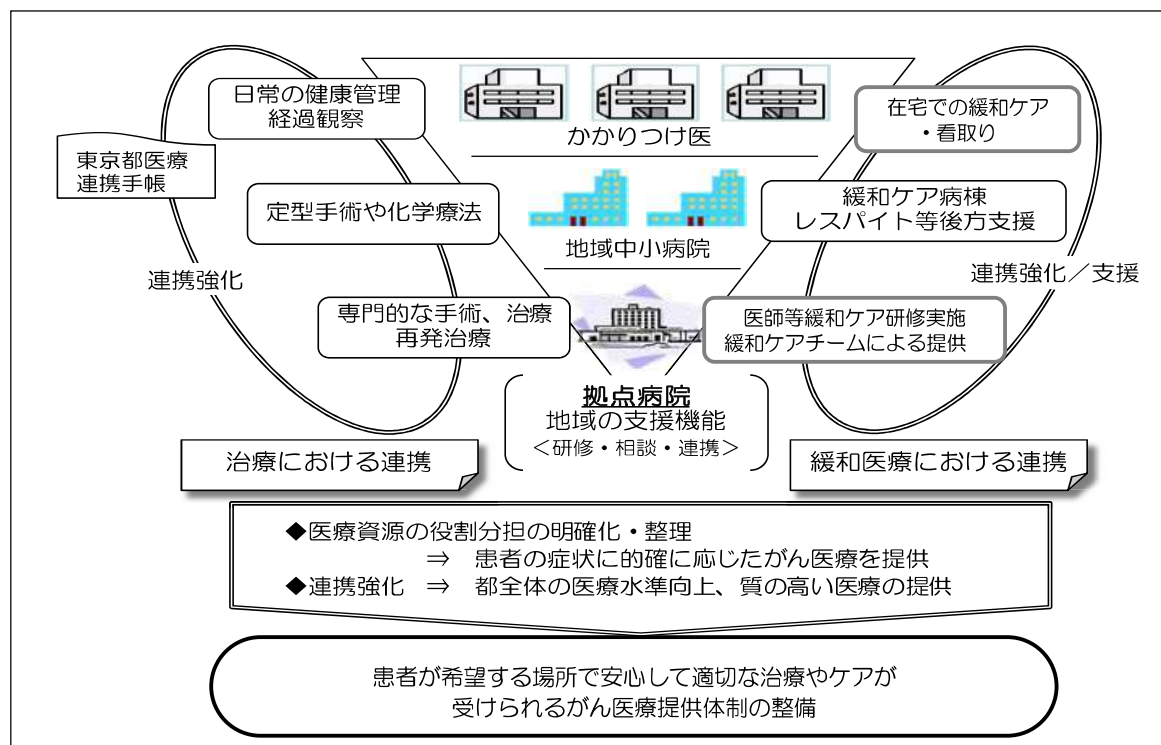
○ 地域がん診療病院事業

8 百万円

- ・ がん診療連携拠点病院が指定されていない二次保健医療圏において、緩和ケア、相談支援等の基本的ながん診療機能を確保した病院を整備し、隣接する二次保健医療圏のがん診療連携拠点病院と連携して、質の高いがん医療提供体制を確保します。

[地域がん診療病院 1 病院（令和6年1月現在）]

<都におけるがん医療提供体制>



◎ 東京都小児・AYA 世代がん診療連携推進事業

14 百万円

- 希少がんである小児がんの患者や AYA 世代のがん患者に適切な医療の提供や支援を行うため、小児がん拠点病院や東京都小児がん診療病院、AYA 世代がん患者の診療を行うがん診療連携拠点病院等で構成する診療連携ネットワークを中心として、「東京都小児・AYA 世代がん診療連携協議会」を設置・運営し、症例検討会や相談支援員向け研修の実施など、都全体の診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組みます。
[小児がん拠点病院（国指定）2 病院、東京都小児がん診療病院 13 病院（令和 6 年 1 月現在）]

- また、小児がんの疑いのある患者をネットワーク参画病院等に適切につなげるための地域の小児科等の医師等を対象とした小児がんに関する研修や、患者や家族へのケアなど、小児がん特有の課題に対応した適切な緩和ケアを提供するための研修を実施します。

◎ AYA 世代等がん患者支援事業

15 百万円

- AYA 世代のがん患者への適切な医療提供体制の構築や、多様なニーズに応じた環境の整備に向けた検討を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等を「AYA 世代がん相談情報センター」に指定し、専門的な相談支援体制を整備します。

- ◎ **若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業** **185 百万円**
- ・ 若年がん患者等が、将来の妊娠に備えるための卵子・精子凍結等の生殖機能温存治療から、温存した受精卵を移植するなどの妊娠のための治療を一体的に受ける際の費用の助成を行います。
- **若年がん患者在宅療養支援事業【新規】** **(包括補助)**
- ・ 若年がん患者の療養生活の充実を図るため、介護保険制度の対象とならない40 歳未満のがん患者に対し在宅サービス等の費用を助成する区市町村を支援します。
- [保健医療政策区市町村包括補助]
- **がん患者へのアピアランスケア支援事業** **(包括補助)**
- ・ がん治療に伴う外見の変化に悩みを抱えている患者に対し、ウィッグや胸部補正具（補正下着等）の購入やレンタル等にかかった費用を助成する区市町村を支援します。
- [保健医療政策区市町村包括補助]
- ◎ **がんピア・サポーター養成研修事業【新規】** **10 百万円**
- ・ がん経験者によるピア・サポーターを養成し、がん患者の相談支援を行うことにより、療養生活の質の向上と相談支援体制の充実を図ります。
- ◎ **がん患者の治療と仕事の両立支援事業** **16 百万円**
- ・ がん患者の治療と仕事の両立の実現に向けた環境の充実など、就労継続に必要な支援策の検討を進めるとともに、企業における両立支援や早期の退職防止に向けた取組を促進するための普及啓発を行います。
- ◎ **がん治療と就労の両立に向けた支援事業** **40 百万円**
- ・ 頭頸部がん患者のニーズを調査し、患者本位の医療技術の開発提供や病院施設の充実など、治療と就労の両立を多角的に支援する体制モデルを構築します。
- ◎ **緩和ケア推進事業** **80 百万円**
- ・ 医師等を対象とした国指針に基づく緩和ケア研修会の開催支援や、薬剤師、リハビリテーション職、臨床心理士等を対象とした都独自のプログラムによる緩和ケア研修の実施により、地域の医療従事者への緩和ケアの知識等の普及を図ります。
- **循環器病対策【一部新規】** **97 百万円**
- ・ **循環器病対策推進協議会** **2 百万円**
東京都循環器病対策推進計画に基づき、円滑な医療連携の推進や普及啓発等の必要な取組について検討を行い、東京の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進します。

- ・ **脳卒中医療連携推進事業** 20 百万円

脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

- ・ **心臓循環器救急医療体制整備事業** 50 百万円

CCU*医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制の充実を図り、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

*CCU (Coronary Care Unit) : 主に急性心筋梗塞等の冠動脈疾患の急性危機状態の患者を収容し、厳重な監視モニター下で持続的に管理する部門

- ・ **心不全サポート事業** 17 百万円

地域における医療・介護関係者への心不全に対する理解促進や相談支援の充実を図るとともに、関係者間の連携を強化し、患者が地域において安心して療養生活を送れる体制を整備します。

- ・ **循環器ポータルサイト運営事業** 4 百万円

循環器病ポータルサイトにより、患者や家族のニーズに応じた情報や相談窓口を一元管理し、都民に対し循環器病に関する情報を分かりやすく提供します。

- ・ **寝たきりを 20%減らす AI 心房細動検診【新規】** 30 百万円

AI 心房細動検診の導入により、心房細動を検出し、心原性脳塞栓に対する予防的治療と心房細動に対する治療につなげることで、寝たきり患者の発生を抑制します。

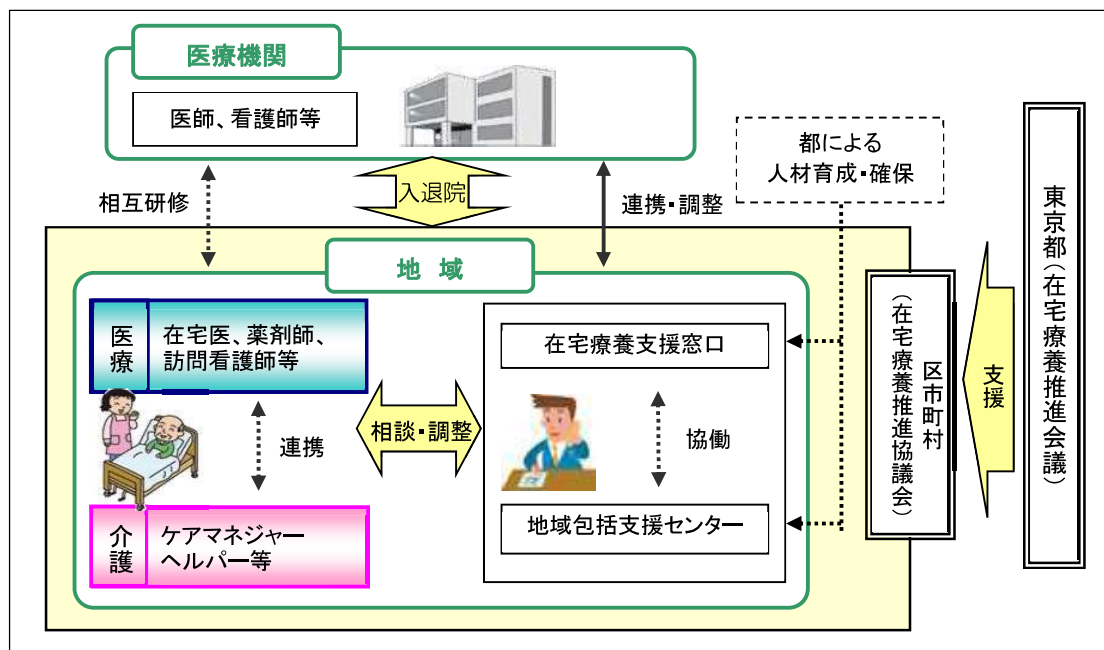
○ **糖尿病医療連携推進事業** 33 百万円

- ・ 糖尿病の専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を推進します。

◎ **東京都在宅療養推進会議（在宅療養普及事業）** 6 百万円

- ・ 都民、医療・介護関係者、関係団体等で構成する「東京都在宅療養推進会議」において、都民が地域で安心して在宅療養ができる環境づくりを進めるため、医療と介護の連携体制の整備や、在宅療養等に関する都民・関係者への普及啓発等に関する検討などの取組を進めます。

＜在宅療養支援体制のイメージ＞



○ 区市町村在宅療養推進事業

210 百万円

- 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、24 時間診療体制や後方支援病床の確保など切れ目のない在宅医療・介護提供体制の構築や医療・介護関係者等の情報共有への支援、医療的ケアが必要な小児等の在宅医療体制の整備など区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

○ 東京都多職種連携ネットワーク事業

19 百万円

- 各地域で運用されている複数の多職種連携システムからそれぞれの患者情報に円滑にアクセスできる共通のポータルサイトを運用し、地域の医療・介護関係者の情報共有を充実するとともに、病院と地域の情報共有、病院間の連携にも活用するなど、広域的な連携を促進します。

◎ 在宅医療推進強化事業

561 百万円

- 在宅医療をより一層推進するため、往診医療機関の活用などにより、地域における24 時間診療体制の構築に取り組む地区医師会を支援するとともに、在宅医等がオンラインを活用して病院からの診療支援を円滑に受けられる仕組みを構築します。

◎ 在宅療養研修事業

11 百万円

- 在宅療養患者の支援体制を整備するため、多職種による相互理解・連携強化のための連絡会（多職種連携連絡会）や、医療・介護関係者等の在宅療養に関する知識・課題の共有や相互理解の促進を図るシンポジウムを実施します。

- ・ 各地域の在宅療養推進の中心的な役割を担う人材（在宅療養地域リーダー）を育成する研修や、病院と診療所の連携を推進する相互研修、病院医師、スタッフの在宅療養に関する理解を促進する研修を実施します。

◎ **在宅医療参入促進事業** **11 百万円**

- ・ 訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象に、在宅医療に関する理解を促進するためのセミナーを開催するとともに、在宅医の訪問診療に同行して実際の現場を体験できる研修等を実施し、在宅医療への参入を促進します。

◎ **入退院時連携強化事業** **200 百万円**

- ・ 医療機関等で入退院支援に取り組む人材の育成や、入退院時の地域の医療・介護関係者との連携を一層強化し、在宅療養生活への円滑な移行を促進します。

○ **小児等在宅医療推進研修事業** **13 百万円**

- ・ 診療所等の在宅医等に対し小児医療に関する研修を実施し、小児等在宅医療への参入促進を図ります。

◎ **ACP 推進事業** **10 百万円**

- ・ 都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について、医療・介護関係者の実践力向上のための研修等を行い、住み慣れた暮らしの場における看取り支援の充実を図ります。

○ **在宅医療現場におけるハラスメント対策事業【新規】** **20 百万円**

- ・ 在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスメントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援します。

◎ **地域医療構想推進事業（ソフト）** **284 百万円**

- ・ 東京都地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を検討する医療機関に対し、経営分析、転換計画の立案や課題への助言等、医療経営の専門家が支援します。
また、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、開設準備や人員体制の確保に要する経費の一部を補助します。

◎ **地域医療構想推進事業（施設設備整備）** **3,204 百万円**

- ・ 地域医療構想に基づき、病床機能の転換や病床の整備を行う医療機関に対し、改修・改築等の施設設備整備費の一部を補助します。
- ・ 緩和ケア、看取りケア、リハビリテーション、在宅療養の後方支援等の機能強化に取り組む地域医療を支える医療機関に対し、施設設備整備費の一部を補助します。

- **病床機能再編支援事業** **262 百万円**
 - ・ 地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築に向け、地域医療構想に即した病床機能の再編を行う医療機関を支援します。

- **地域リハビリテーション支援事業** **32 百万円**
 - ・ 地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援することにより、保健・医療・福祉が連携した地域リハビリテーションのシステム化を図ります。
[地域リハビリテーション支援センター 12 病院（令和6年1月現在）]

- **人工神経接続装置開発の推進** **60 百万円**
 - ・ 公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法と刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進します。

- **周術期口腔ケア推進事業** **6 百万円**
 - ・ がん患者等の治療の苦痛を軽減し Q O L を高めるために、周術期の患者の口腔ケアや歯科治療に対応できる歯科医療従事者を育成する研修を実施するとともに、周術期における口腔ケアの大切さについて都民向けの普及啓発を行います。

- **在宅歯科医療推進事業** **6 百万円**
 - ・ 在宅療養患者を支える介護支援専門員や訪問看護師などの多職種等を対象に、口腔内の状況が療養生活に及ぼす影響や歯科支援の重要性などに関する講習会を実施するとともに、口腔内のチェックシートやマニュアルの活用を促進することにより、在宅療養患者の口腔機能の維持、向上を図ります。

- ◎ **青年期歯科口腔保健推進事業【新規】** **5 百万円**
 - ・ むし歯（う蝕）や歯周病の罹患リスクが高まる傾向にある青年期世代（概ね 18 歳～30 歳）の都民に対し、日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性について理解促進を図ることで、歯科口腔保健に関する意識向上や行動の変容を促します。

- ◎ **歯科健康診査受診促進事業【新規】** **（包括補助）**
 - ・ 都民の歯と口の健康づくりを推進するため、区市町村が実施する法定外歯科健診に係る経費や歯科健診の受診促進に係る取組を支援します。[保健医療政策区市町村包括補助]

- ◎ **障害者歯科医療設備整備補助事業【新規】** **30 百万円**
 - ・ 障害者への歯科医療体制の充実を図るため、専門的な歯科医療を提供する医療機関に対して必要な医療機器等の整備を支援します。

- **東京都地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業** **128 百万円**
 - ・ 地域の医療機関間でデジタル技術を活用して患者の医療情報の共有化を図る取組を支援し、地域医療連携を推進します。
- ◎ **医療機関診療情報デジタル推進事業【一部新規】** **872 百万円**
 - ・ 中小病院や有床診療所の電子カルテシステムの整備等を支援するとともに、地域医療連携ネットワークへの参画を進め、デジタル技術を活用した効果的な医療情報の共有等を促進します。
- ◎ **医療機関診療情報デジタル導入支援事業** **31 百万円**
 - ・ 医療機関のDXの推進に向けて、コンサルタントの活用等により電子カルテシステムの導入を図る中小病院を支援します。
- ◎ **医療機関デジタル化推進セミナー事業** **13 百万円**
 - ・ デジタル技術導入の動機付けとなるよう、医療機関における電子カルテシステムの整備やAI技術の導入等について周知を図るためのセミナーを実施します。
- ◎ **病院診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業【新規】** **179 百万円**
 - ・ 医療機関のデジタル化の促進と、安定的な医療提供体制の確保に向け、病院のサイバーセキュリティ対策の強化を支援します。
- ◎ **医療機関におけるAI技術活用促進事業【新規】** **230 百万円**
 - ・ AI問診や音声自動入力など医療機関における「働き方改革」等に資するAI技術活用の取組を支援し、医療従事者の負担軽減等を図ります。
- ◎ **オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業** **8 百万円**
 - ・ かかりつけ医等によるオンライン医療相談・診療を推進するため、情報通信機器等の初期経費等を支援します。
- **都民と医療・介護従事者を暴力等から守る環境の整備【新規】** **26 百万円**
 - ・ 都民や医療・介護従事者に安全で安心な医療・介護環境を保障するため、暴力等の実態把握や、業務関係者を対象とした研修教材の開発等を行い、対策基盤を整備します。
- **へき地医療対策の充実強化** **314 百万円**
 - ・ 島しょ地域などのへき地の公立医療機関への医師等の定期的な派遣のため、へき地医療対策協議会の設置や町村、大学病院等との調整を行います。
 - ・ また、医療従事者用コミュニケーションツールを活用し、島しょ救急患者搬送における島しょ医療機関と本土医療機関との間の円滑な情報共有を推進します。

○ 外国人旅行者等への医療情報提供体制の整備

39 百万円

- ・ 外国人旅行者等が安心して医療を受けられるよう、外国人患者の受入れ体制整備に対する補助、医療従事者向けの外国人対応に関する研修、電話による医療機関向け救急通訳サービス等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備を支援します。
- ・ また、外国人患者への医療提供体制の充実に向けた検討を進め、外国人患者が地域で安心して受診できるよう地域の実情に応じた受入環境整備を行います。
- ・ 医療機関を受診する際に役立つ情報をまとめた外国人向けポータルサイトを開設し、外国人が医療に関する情報にアクセスしやすい環境づくりを推進します。

4 医療人材の確保・育成を支援します

都内において救急医療、へき地医療等の医療分野や、小児科、産科等の診療科に従事する医師確保に努めるとともに、医療従事者の勤務環境の改善や定着・再就業を支援するなど総合的な人材確保対策に取り組めます。

主な事業展開

- **医師奨学金制度** 864 百万円
 - ・ 都内で小児、周産期、救急、へき地医療等に従事する医師を確保するため、これらの医療に将来従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。
- **東京都地域医療支援センター事業** 10 百万円
 - ・ 医療機関における医師確保支援、医師奨学金被貸与者のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保対策を推進します。
- **東京都地域医療支援ドクター事業** 14 百万円
 - ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を支援するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師確保が困難な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。
- **新人看護職員研修体制整備事業** 122 百万円
 - ・ 新人看護職員の臨床研修に要する経費の一部を補助するとともに、卒後臨床研修の自主的な実施を支援するための研修責任者等研修や採用数の少ない複数の病院による合同研修を実施し、新人職員の早期離職防止と定着促進を図ります。
- ◎ **島しょ看護職員定着促進事業** 8 百万円
 - ・ 島しょで働く看護職員に対する出張研修や、看護職員が一時的に島を離れる際の短期代替看護職員の派遣を実施することにより、島しょ看護職員の定着促進を図ります。
 - ・ 島しょ地域で従事する看護職員が、島を離れずオンラインで研修を受ける機会を確保します。
- **島しょ地域医療従事者確保事業** (包括補助)
 - ・ 医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、島しょにおける医療従事者の確保や定着促進を支援します。

[保健医療政策区市町村包括補助]

- **看護職員地域確保支援事業** **88 百万円**
 - ・ 離職した看護職員が、身近な地域の病院や訪問看護ステーション等で、自らの経験やスキルに応じて受けられる復職支援研修・再就業支援相談を実施することにより、潜在看護職等の就業意欲を一層喚起し、再就業を促進します。
- **看護職員再就業支援事業** **69 百万円**
 - ・ 東京都ナースプラザにおける再就業希望者に向けた情報発信の充実や短時間・非常勤勤務希望者を受け入れる求人施設情報の積極的収集、再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施します。
- **看護職員定着促進支援事業** **80 百万円**
 - ・ 看護職員の定着促進を図るため、都が委嘱した就業協力員が、中小病院を訪問し、看護の質向上や勤務環境改善などに向けた各施設の取組を、認定看護師を活用するなどして支援するとともに、地域医療機関を含めた研修を実施します。
- **プラチナナース就業継続支援事業** **26 百万円**
 - ・ 経験豊富な看護職員のキャリア継続を支援するため、定年退職前からその後のライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供し、看護職員の潜在化を防止するとともに、定着・再就業の促進を図ります。
- **助産師定着促進事業** **12 百万円**
 - ・ 医療機関間の調整を行うコーディネーターの配置や出向研修発表会の開催等により、助産師の出向を支援し、助産師の資質向上と定着促進を図ります。
- ◎ **病院勤務者の勤務環境改善や復職支援** **277 百万円**
 - ・ 病院勤務の医師や看護職員の勤務環境を改善し、離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた取組を行う病院に対する支援を行います。
- **医療勤務環境改善支援センター事業** **15 百万円**
 - ・ 働きやすい環境整備に向けた医療機関の取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。
- **地域医療勤務環境改善体制整備事業** **747 百万円**
 - ・ 医師の働き方改革を推進するため、勤務医の労働時間が長時間に及ぶ、地域で救急医療などの役割を担う医療機関や、教育研修体制を有する医療機関が行う、IT 環境整備、休憩室整備、短時間勤務要員確保などの勤務環境改善に向けた体制整備を支援します。

○ **勤務環境改善医師派遣等推進事業【新規】**

800 百万円

- ・ 医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関を支援します。

5 都立病院機構による行政的医療の安定的かつ継続的な提供 や地域医療の充実等に向けた取組を支援します

14の都立病院と都立がん検診センターを運営する地方独立行政法人東京都立病院機構は、「大都市東京を医療で支える」との理念の下、すべての都民のための病院として、たゆまぬ自己改革を行い、質の高い医療サービスを提供しており、東京都はこうした取組を支援します。

主な事業展開

○ 東京都立病院機構への支援

52,406 万円

行政的医療の安定的かつ継続的な提供をはじめ、高度・専門的医療等の提供及び地域医療の充実への貢献に向けた取組を推進するため、地方独立行政法人東京都立病院機構の運営について、以下の機構の取組を含め、支援を行います。

- 総合診療体制の強化

都立病院の臨床現場を活用して、都独自の総合診療医の育成プログラムによる人材育成を行うとともに、育成した人材を地域に輩出し都における総合診療体制を充実・強化します。

- 5G活用による島しょ遠隔医療の推進

都立広尾病院と町立八丈病院との間で、5G通信を活用した高精細な映像等の送受信による診療支援を実施します。

- 粒子線治療施設の整備の推進

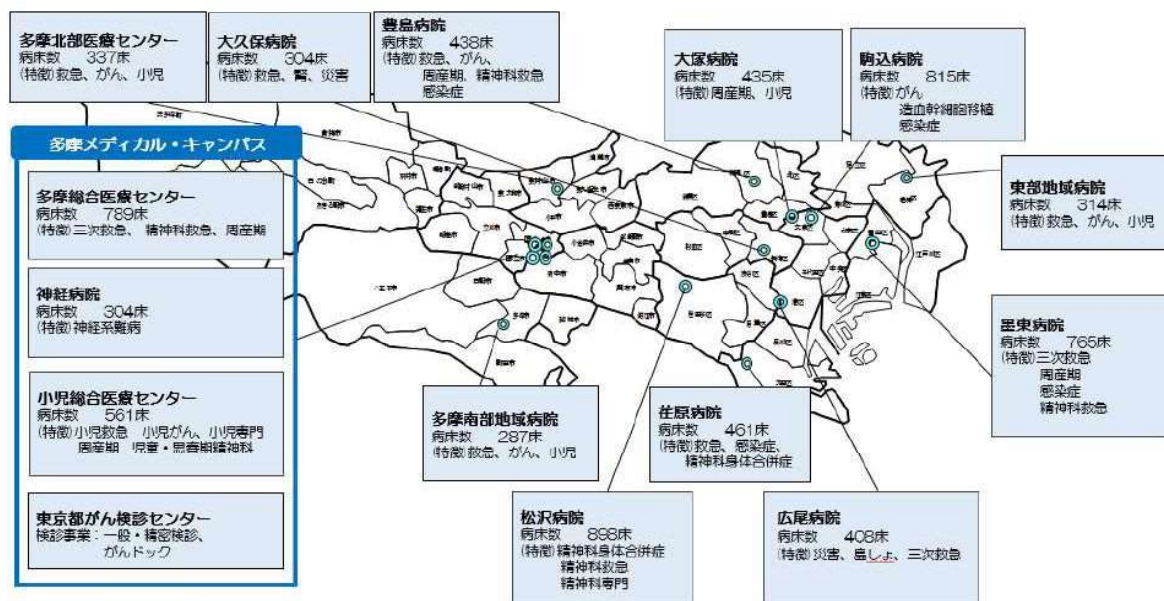
都立病院粒子線治療施設整備計画に基づき、都立駒込病院における陽子線治療施設の整備を推進します。

都立病院による行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

各病院等の医療機能に応じ、他の医療機関等との適切な役割分担と連携のもと次の医療を提供

ア がん医療	・難治性がんや合併症を伴うがん患者等に高度で専門的ながん医療を提供 ・AYA世代がん患者に適切な医療等を提供
イ 精神疾患医療	・精神科救急医療、精神科身体合併症医療など専門性の高い精神疾患医療を提供 ・こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ウ 救急医療	・東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 ・脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の受入れを推進
エ 災害医療	・都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を提供 ・関係機関等との合同訓練等を通じて地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	・島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、島しょ医療を提供 ・島しょ地域の医療を支える人材を育成
カ 周産期医療	・ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を提供 ・未受診妊婦など社会的リスクを抱えた妊産婦に適切な医療等を提供
キ 小児医療	・希少疾患等に対し先進的かつ専門性の高い小児医療を提供 ・医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援
ク 感染症医療	・都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の感染症医療提供体制を整備 ・有事の際に即戦力となる看護師等を育成し法人全体の感染症対応力を強化 ・看護師の派遣による指導等により、地域の感染症対応力の強化に貢献
ケ 難病医療	・脳・神経系難病、免疫系難病等に対して高度で専門的な難病医療を提供 ・早期の診断から進行期の診療・ケア、療養支援に至る一貫した医療を提供
コ 障害者医療	・障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 ・地域の医療機関等への技術支援等を通じて、在宅療養への移行を支援
サ 総合診療の提供	・総合診療科を充実し、入院患者の様々な症候に対応 ・大学や地域の医療機関とも連携しながら総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	・難治性のアレルギー疾患等の質の高い行政的医療を提供 ・新たな医療課題や地域の医療課題に対応

東京都立病院機構が運営する施設の概要



令和6年2月現在